

山鹿市障害者自動車改造助成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年5月19日

山鹿市長 早田 順一

山鹿市障害者自動車改造助成事業実施要綱の一部を改正する要綱

山鹿市障害者自動車改造助成事業実施要綱（平成17年山鹿市告示第66号）の一部を次のように改正する。

第1条中「関し」の次に「、山鹿市補助金等交付規則（平成17年山鹿市規則第53号）に定めるもののほか」を加える。

第4条の見出しを「（事前承認の手続）」に改め、同条中「申請し」を「受け」に、「、自動車改造」を「、自動車の改造」に、「障害者自動車改造助成申請書」を「障害者自動車改造助成事業承認申請書」に改め、「提出し」の次に「、事前に承認を受け」を加え、同条第1号中「申請者の」の次に「属する世帯の世帯員全員の」を加え、「謄本」を「写し」に改め、同条に次の2項を加える。

2 市長は、前項の規定による承認の申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査等を行い、その結果を当該申請者に通知する。

3 前項の規定により承認を受けた者は、当該承認の内容に変更が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

第5条を削る。

第6条の見出しを「（助成金の交付の申請）」に改め、同条中「前条の規定により助成金の交付の決定を受けた者」を「前条第2項の規定により承認を受けた者であって、助成金の交付を受けようとする者」に、「自動車改造完了後直ちに障害者自動車改造完了届」を「自動車の改造を完了した後速やかに障害者自動車改造助成申請書」に、「添付し」を「添えて」に、同条第2号中「改造業者にその費用を支払った時の領収書」を「自動車の改造に直接要した費用の額を証する書類」に改め、同条を第5条とする。

第7条の見出し中「助成金の」の次に「交付の決定及び」を加え、同条中「による届出」を「により助成金の交付の申請」に、「の額を確定し、」を「を交付すべきと認めるときは、助成金の交付の決定及び額の確定を行い、その旨を」に、「届出者にその結果を」を「申請者に」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「による」を「により助成金の交付の決定及び額の確定の」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「ときは」の次に「、助成金の交付の決定を取り消し」を加え、同条を第8条とする。

第10条を第9条とする。

様式第1号中「障害者自動車改造助成申請書」を「障害者自動車改造助成事業承認申請書」に改め、「㊟」及び「(歳)」を削り、「自動車改造の助成を受け」を「自動車の改造に要する経費の助成に係る承認を受け」に、「改造助成申請者」を「申請者」に、「住民票の謄本」を「属する世帯の世帯員全員の住民票の写し」に改める。

様式第2号中「第6条」を「第5条」に、「障害者自動車改造完了届」を「障害者自動車改造助成申請書」に、「決定を受け」を「承認を受け」に、「自動車改造については」を「自動車の改造について」に、「届け出ます」を「山鹿市障害者自動車改造助成事業実施要綱第5条の規定により、助成金の交付を申請します」に、「改造業者にその費用を支払った時の領収書」を「自動車の改造に直接要した費用の額を証する書類」に改める。

様式第3号中「第8条」を「第7条」に改め、「号で」の次に「交付の決定及び額の」を加え、「障害者自動車改造取得助成金」を「障害者自動車改造助成金」に、

「

振 込 口 座	
銀 行 名	銀行 支店
口 座 番 号	普通 当座
名 義 人	

」

を

「

振 込 口 座	
金 融 機 関 名	
支 店 等 名	
口 座 種 別	普通 ・ 当座
(ゆうちょ銀行以外) 口 座 番 号	
ゆうちょ銀行のみ	記 号
	番 号
フ リ ガ ナ	

口 座 名 義	
---------	--

」

に、

「 氏名 ⑩ を 「 氏名 (署名又は記名押印) 電話番号 」 」

に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年5月19日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の山鹿市障害者自動車改造助成事業実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る助成金の交付について適用し、同日前の申請に係る助成金の交付については、なお従前の例による。